

## 特定非営利活動法人市民が主役の地域情報化推進協議会定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民が主役の地域情報化推進協議会（英語名称：Citizen-Centered Local Information Conference）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を  
東京都豊島区雑司ヶ谷2丁目17番24号に置く。  
2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を  
福島県会津若松市大町2丁目6番20号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民の視点から地方制度改革とIT活用を融合させ、市民が主役の電子地方政府モデルの構築、市民の利便性が感じられる行政手続の実現、地方分権改革推進に伴うシステム再構築の提案、市民が安心安全に暮らせる「公共サービスの標準化」の構築、地域活性化のための施策の提案及び支援事業、政策提言・普及啓蒙活動を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 地域情報化社会を推進する広報事業
- ② 電子地方政府、電子自治体モデル構築および調査・研究事業

- ③地域情報化社会を推進する調査および企画立案事業
- ④地域情報化社会を推進する情報システム開発事業
- ⑤地域情報化社会を推進する国内外視察団の編成及び手配
- ⑥地域情報化社会推進事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の6種とし、特別企業会員および特別個人会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)特別企業会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する企業、団体。

(2)特別個人会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人。

(3)正会員

この法人の目的に賛同して入会した企業、団体、個人。

(4)賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業を賛助・後援する企業、団体、個人。

(5)特別自治体会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業を賛助・後援する自治体。

(6)専門委員

理事会が求める委員会等に専門家として参加する個人。

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 特別企業会員、特別個人会員、正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 特別企業会員、特別個人会員、正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当

するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、又は特別企業会員、正会員及びその他の会員である団体が消滅したとき。
- (3)正当な理由なく 1 年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第 10 条 特別企業会員、特別個人会員、正会員、賛助会員、特別自治体会員、専門委員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役員、顧問・相談役及び職員

(種別及び定数)

第 1 3 条 この法人に次の役員を置く

- (1)理事 5 人以上
  - (2)監事 2 人以上
- 2 理事のうち、1 人を理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長は、理事会において理事の互選とする。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において特別企業会員および特別個人会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
    - (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。
    - (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。  
(顧問・相談役)

第20条 この法人は、顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問・相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- 4 顧問・相談役は、理事会における議決権を有しない。

(事務局及び職員)

第21条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 理事は事務局長もしくは職員と兼務できる。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 会議、専門委員会

(種別)

第22条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

2 理事長は、前項に定める会議のほか、必要に応じて第5条に定める特定非営利活動に係る事業を行うための委員会を置くことができる。

3 委員会の構成、権能、開催、召集等に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(構成)

第23条 総会は、理事と特別企業会員および特別個人会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1)事業報告及び決算の承認
  - (2)監事の選任又は解任
  - (3)定款の変更
  - (4)合併
  - (5)解散
  - (6)その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、以下の事項について議決する。
- (1)総会に付議すべき事項

- (2)総会が議決した事項の執行に関わる事項
- (3)事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4)理事の選任又は解任
- (5)役員の仕事及び報酬
- (6)年会費の額
- (7)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 43 条に同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8)事務局の組織及び運営
- (9)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1)理事会が必要と認め召集を請求したとき。
  - (2)特別企業会員および特別個人会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
  - (3)監事が第 15 条第 3 項第 4 号の規定に基づいて召集するとき。
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1)理事長が必要と認めた場合。
  - (2)理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
  - (3)監事より、理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会召集の請求があった場合。

(招集)

第 26 条 会議は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号または第 3 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は FAX,E-mail をもって、開会日の 5 日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。やむを得ない事情により理事長が出席できなくなった場合は、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、特別企業会員および特別個人会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した特別企業会員および特別個人会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した特別企業会員および特別個人会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会における議決事項は、第 26 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 4 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、理事長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各特別企業会員および特別個人会員の総会における表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない特別企業会員および特別個人会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の特別企業会員、特別個人会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した特別企業会員および特別個人会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号、第 44 条、第 45 条第 2 項及び第 46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する特別企業会員および特別個人会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 各理事の理事会における表決権は、平等なるものとする。
- 6 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 7 前項の規定により表決した理事は、第 31 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとする。
- 8 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第 31 条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し

なければならない。

(1)日時及び場所

(2)総会においては特別企業会員および特別個人会員総数及び出席者数(書面  
表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)、  
理事会においては理事総数及び出席者数(書面表決者がある場合にあつて  
は、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が  
記名、押印又は署名、押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)年会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産1種とする。

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、  
理事長が別に定める。

(会計の原則)

第35条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとし  
る。

(会計の区分)

第36条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計1種とする。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事  
会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないと



きは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 39 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 40 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 43 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 44 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した特別企業会員および特別個人会員の過半数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 45 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)特別企業会員および特別個人会員の欠亡

(4)合併

(5)破産

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席した

特別企業会員および特別個人会員の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、この法人と同種の目的を有する特定非営利活動法人、社団法人または財団法人に譲渡するものとする。その帰属先は、総会において出席した特別企業会員および特別個人会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(合併)

第 47 条 この法人が合併しようとするときは、総会において特別企業会員および特別個人会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第 9 章 雑則

(細則)

第 49 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 須藤 修

理事 井上俊昭

同 北川正恭

同 河内山哲朗

同 佐々木龍

同 佐竹敬久  
同 千葉光行  
同 中村照人  
同 成澤廣修  
同 松崎秀樹  
同 横尾俊彦  
同 小島謙二  
監事 榎並利博  
同 古澤 章

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 37 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 特別企業会員年会費 1 口 100 万円
  - (2) 特別個人会員年会費 1 口 6 万円
  - (3) 正会員年会費 1 口 50 万円
  - (4) 賛助会員年会費 法人 1 口 10 万円  
個人 1 口 5 万円
  - (5) 特別自治体会員及び専門委員については、会費を徴収しない。

# 定 款

特定非営利活動法人  
市民が主役の地域情報化推進協議会